原判決を取り消す。 被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

実

当事者双方の申立

控訴代理人は、主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求め た。

被控訴代理人の主張

(-)請求の原因

- (1) 被控訴人は、昭和四〇年一二月二〇日甲府地方裁判所昭和四〇年(ケ) 第二〇号不動産任意競売事件につき、原判決添付甲号目録記載の土地の所有権を競 落により取得し、昭和四一年二月九日被控訴人名義に所有権移転登記を経由した。
- 控訴人Aは、同甲号目録第一記載の土地上に同乙号目録第一記載の建物 、同甲号目録第一、第二記載の土地上に同乙号目録第二、第三記載の建物を、所 有している。
- (3) 控訴人Bは、同乙号目録第一ないし第三記載の建物(以下本件第一ない し第三の建物と称する)に居住して、同甲号目録第一、第二記載の土地(以下本件 第一、第二の土地と称する)を占有している。
- よつて、控訴人Aに対して右建物収去、同Bに対して右建物退去ならび に、それぞれ右土地明渡を求める。 (二) 控訴人らの抗弁に対する

控訴人らの抗弁に対する答弁

- 本件第一、第二の土地および本件第一ないし第三の建物がいずれもCの (1) 所有であつたことおよび控訴人Aがその主張の日Cから本件第一ないし第三建物を 買い受けて所有権移転登記を経たことは認めるが、控訴人Bが控訴人Aから右建物 を賃借していることは否認する。
- (2) 控訴人AがCから本件第一、第二土地上の本件第一ないし第三建物を買い受け右土地の賃借権を取得したとしても、これに先立つ昭和四〇年五月一〇日右 土地につき抵当権実行による競売申立登記がなされており、したがつて、右土地賃借権の設定は右土地について差押による処分禁止の効力が生じた後であるから、控訴人Aは右賃借権をもつて競落人たる被控訴人に対抗しえないのみならず、これに 代わつて法定地上権が成立する余地もない。
- (3) Cは、さきに本件第一、第二土地上に(イ)木造瓦葺平家建工場一棟建坪一六一・一五平方メートル(四八坪七合五勺)および(ロ)木造セメント瓦葺平 家建便所一棟建坪一・六五平方メートル(五合)を所有し、これにつき保存登記を 了していたが、昭和三四年中に右建物を全部とりこわしながら、その滅失登記手続をすることなく、昭和三八年頃本件第一、第二土地上に本件第一ないし第三建物を建築所有し、これについて所有権保存登記もされなかつたところ、控訴人Aが右建 物を取得した際、前記(イ)および(ロ)の建物について売買がなされたものとし て同控訴人に所有権移転登記がなされ、その後昭和四二年六月二〇日にいたり、右 滅失した建物の登記がなお残存しているのを利用して、(イ)の建物につき昭和三八年七月一〇日一部取毀を原因としてその建坪を三三・二一平方メートル(一〇坪 六勺)と、(口)の建物につきこれを分割してその構造を木造瓦葺平家建として、 更正登記がなざれたものであり、したがつて、本件第一ないし第三建物は右登記された建物と同一性を有せず、本件第一ないし第三建物はその登記を欠くものという べきであるから、控訴人Aはその敷地の競落人たる被控訴人に対して法定地上権を 対抗しえない。
- (4) かりに、前記(イ)および(ロ)の建物と本件第一ないし第三建物とが 同一性を失っていないとしても、本件各建物は、当初甲府市a町b番地、ついで昭 和四〇年九月一日からは同市c丁目d番地に所在するものとして登記され、昭和四二年六月二〇日にいたつて、漸く本件第一、第二土地上に所在するものとして更正登記がなされたものであり、したがつて、本件各建物は、Cが本件第一、第二土地について抵当権を設定した当時および被控訴人が右土地を競落取得した当時登記簿 上本件第一、第二土地上に存在するものとはされていなかつたのであるから、本件 各建物のため右土地上に法定地上権が成立するによしなく、また、その後右のよう に更正登記がされてはいるが、右登記が本件建物についてなされたものといいえな いこと前記のとおりである以上、これにより法定地上権が成立しないことにかわり はない。

三、控訴代理人の主張

(一) 請求の原因に対する答弁

被控訴人主張の請求原因事実は、すべて認める。

(二) 抗弁

本件第一、第二土地およびその地上の本件第一ないし第三建物はいずれもCの所有であつたところ、同人は昭和三九年六月九日右各土地につき大和商事株式会社に対して根抵当権を設定したが、控訴人Aは、昭和四〇年一〇月一〇日稔から本件各建物を買い受けるとともに、本件各土地につき賃借権の設定を受け、右同日控訴人Bに対して右建物を賃料一か月七〇〇〇円の約で賃貸し、同年一一月九日控訴人A名義に右建物の所有権移転登記を経由したものであり、被控訴人の本件土地競落取得により、控訴人Aの本件土地賃借権は消滅するが、同時に同控訴人のため本件土地について法定地上権が成立するから、同控訴人は右法定地上権をもつて被控訴人に対抗しえ、同控訴人から本件建物を賃借する控訴人Bも適法に本件土地を占有しうる。

(三) 抗弁に対する答弁についての反駁

(1) 控訴人AがCから本件第一、第二土地の賃借権の設定を受けた時期が右 土地について競売申立登記のなされた後であることは認めるが、右土地の競落の場 合、法定地上権は右土地賃借権と関係なく成立しうるものというべきである。

- (2) Cは、昭和三八年七月一〇日頃被控訴人主張の(イ)および(ロ)の建物を一部とりこわして、本件第一ないし第三の建物としたところ、その後控訴人Aの右建物買受後、これについて昭和四二年六月二〇日被控訴人主張のとおりの更正登記がなされたものであり、右(イ)および(ロ)の建物と本件第一ないし第三建物とは同一性を失つていないから、本件第一ないし第三建物について登記を欠くものとはいえない。
- (3) 本件第一土地は、昭和四〇年九月一日町名地番変更前は、登記簿上甲府市 e 町 f 番の g 宅地一〇五坪のうちの一部であり、本件第二土地は、同じく同町 f 番の h 宅地七五坪であつたところ、右同日の町名地番変更にあたり、右上地上の本件第一ないし第三建物(右同日前は登記簿上前記(イ)および(ロ)の建物)の所在地番の表示が、登記官吏の過誤によつて、同市 e 町 i 番の j の新地番である同市 c 丁目 k 番と記載され、したがつて、本件各建物は登記簿上本件第一、第二土地上に存在しないこととなつたが、右記載は明白な誤謬によるものであつたため、四二年六月二〇日被控訴人主張の更正登記に際して、本件第一建物の所在地番の表示が本件第一の土地、本件第二、第三建物の所在地番の表示が本件第一、第二九世と更正されたのであり、被控訴人は、本件第一、第二土地の競落にあたつて、地と更正されたのであり、被控訴人は、本件第一、第二土地の競落にあたって、五上地上に本件第一ないし第三建物が存在していることを了知していたものである。正拠

被控訴代理人は、甲第一号証を提出し、当審証人梶原武雄の証言を援用し、乙第四号証の成立は不知であるがその余の乙号各証の成立を認めると述べ、控訴代理人は、乙第一ないし同第八号証を提出し、当審証人Cおよび同Dの各証言を援用し、甲第一号証の成立を認めると述べた。

理 中

被控訴人主張の請求原因事実は、すべて当事者間に争いがない。

控訴人らは、本件土地の占有権原について、控訴人Aは法定地上権に基づいて本件土地上に本件建物を所有し、控訴人Bは控訴人Aから本件建物を賃借しているものであると主張するから、この点について判断する。

本件土地およびその地上の本件建物がいずれももとこの所有であつたところ、同人が昭和三九年六月九日大和商事株式会社に対して本件土地につき抵当権を設定したことならびに控訴人名が昭和四〇年一〇月一〇日こから本件建物を買い争いが同一月九日同控訴人名義に所有権移転登記を経由したことは、当事者間に争いがよい、被控訴人名義に所有権移転登記を経由したことは、前記のとおりである。のように、同一所有者に属する土地およびその地上建物のいずれか一方についても、競売の場合には、競売の場合には、をの後両者がその所有者を異にする地上建物が同一所有者に属する場合には、その後両者がその所有者を異にいたっても、競売の場合につき法をお出まる。

(大正一二年一二月一四日大審院連合部判決。民集二巻六七六頁)。 そうとすれば、本件においても、被控訴人の本件土地競落取得とともに控訴人A のため本件土地について法定地上権が成立すべき場合にあたるものということができる。

ところで、被控訴人は、控訴人Aが本件建物買受に際して本件土地の賃借権を取 得したとしても、その時期は本件土地について競売申立登記がなされた昭和四〇年 五月七日の後であるから、右土地賃借権の設定は処分禁止の効力に牴触して無効で あり、したがつて、これに代わつて法定地上権が成立する余地がないというから考 える。当審証人Cの証言によれば、控訴人AはCから本件建物を買い受けるととも に(右買受の日は、前記のとおり昭和四〇年一〇月一〇日である。)、同人から本 件土地を賃借したことが認められ、そうとすれば、同人の右土地賃借権の設定は右 土地について競売申立登記のなされた同年五月七日に後れることが明らかである。 したがつて、右土地賃借権の設定が競売申立登記による処分禁止に牴触することは 被控訴人の主〈要旨〉張するとおりである。しかし、法定地上権は、抵当権設定当時 当該土地およびその地上建物が同一所有者に属</要旨>していた事実がある場合に土 地または地上建物の競売によつて当然に成立するものであつて、右のように、抵当権設定後競売の時までに土地と地上建物とがその所有者を異にするにいたつた場合 競売により成立する法定地上権は、建物所有者が土地所有者から設定を受けていた 土地利用権とはなんらの関係もないのである。むしろ、法定地上権は、建物のため の土地利用権を存続せしめようとする抵当権設定当事者の意思の推測にその根拠を おくものであつて、同一所有者に属する土地および地上建物のうち土地のみについ て抵当権が設定された場合には、将来抵当権の実行によつて右土地が第三者の所有 に属する結果土地所有者と建物所有者が異なるにいたることが当然予定されている のであり、このような場合、わが民法は、いわゆる自己借地権すなわち自己の所有 地に対する自己のための借地権の設定を認めることなく、競落によって所有者が異 なるにいたつてはじめて建物所有者のため地上権を設定したものとみなして、建物 の存立を維持し、もつて抵当権設定当事者の意図し予期するところを実現しようと するものである。そうであるとすれば、土地および地上建物の所有者が土地につい て抵当権を設定したことにより、土地所有権はすでに潜在的には土地利用権をにな つており、右利用権は建物所有権とその帰趨を共にする存在となつたものというべく、したがつて、その後土地について競売申立登記がなされ処分禁止の効力が生じ たとしても、土地利用権になんら影響を及ぼすものではないというべきである。このように解しても、すでに土地について抵当権を設定する当時、将来地上建物所有のための土地利用権によって制限を受けることを当然に予期していたというべき抵 当権者もしくは競落人に対して、なんら不測の損害を与えるおそれはない。したが つて、控訴人AがCから本件土地を賃借した時期が競売申立登記に後れていたこと をもつて、法定地上権の成立を妨げる理由とすることはできない。

さらに、被控訴人は、本件第一ないし第三建物はいずれも本件土地の抵当権設定 当時および被控訴人が本件土地を競落した当時登記簿上本件土地上に存在していな かつたから、法定地上権は成立しえないという。成立に争いのない乙第一ないし同 第三号証および同第五ないし同第八号証によれば、本件土地について抵当権が設定 された昭和三九年六月九日当時は、本件第一ないし第三建物は登記簿上甲府市の上面のという。 日本では、本件第一ないり、知る表示は、昭和四のられており、田田町区域および名称変更前の本件第一、第二土地を表示ものとにおいており、田田町区域および名称変更前の本件第一は登上地を表示を出地上にたの内では、本件主地を記憶上地を開落といたものという。 田の一二月一〇日当時、本件土地上では、記述はいるがあるといる。 田の一二月一〇日当時、本件土地上では、記述はいるがあるといる。 田の一二月一〇日当時、本件土地上では、記述はいるがあるとのでするよびがです。 本件土地上にで表示に対して表示に対してはいば、記述はいるのでは、 本代で、これを理由に本来当然を著してはないであるとは、といればならないのみならずは、 地上権者ならないのみならず、土地競落のではないである。 地上にであるにはないののではないである。 地上にである。 地上にであるには、これにより法では、 地上にである。 地上にである。 地上にである。 地上にである。 地上にである。 地上にである。 地上にである。 地上にである。 地上にである。 地にはないののではないと解すべきである。

してみれば、控訴人Aは被控訴人の本件土地競落とともに当然本件土地について 法定地上権を取得し、これをもつて被控訴人に対する関係で適法に本件土地を占有 しうるものといわなければならない。

さらに、当審証人Cの証言によれば、控訴人Aは、Cから本件第一ないし第三の建物を買い受けるとともに、これを控訴人Bに賃貸したことが認められ、したがつて、同控訴人も控訴人Aのための前記法定地上権の成立に伴い、被控訴人に対する関係で適法に本件土地を占有しうるものというべきである。

よって、被控訴人の本訴請求を認容した原判決は失当であつて、本件控訴は理由があるから、民訴法三八六条により、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき、同法九六条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 三淵乾太郎 裁判官 園部秀信 裁判官 森綱郎)